

労働時間の削減に向けて積極的に取り組む ベストプラクティス企業として 「山口県貨物倉庫株式会社」 を山口労働局長が訪問しました

厚生労働省が毎年 11 月に実施している「過重労働解消キャンペーン」の一環として、令和 3 年 11 月 16 日に山口労働局長（村井完也）が労働時間短縮に向けて積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）の「山口県貨物倉庫株式会社」への職場訪問を実施しました。

代表取締役である森藤武文氏と対談を行い、その取組内容や効果などについて話をお伺いするとともに、若手女性ドライバーにも話をお聞きし、物流施設内の見学も行いましたので、その内容を県民の皆様に広くご紹介します。



対談をする森藤社長（左）と村井局長（右）

山口県貨物倉庫株式会社

所在地 山口県山口市江崎字徳神 2229-3

会社概要 昭和 38 年宇部市で会社設立、昭和 62 年に山口市江崎に物流施設を建設し、本社を移転。

業務内容は倉庫業、運送業。取り扱う主要な荷は食料品、生活雑貨及び機械部品。

労働者数 労働者は 350 名、県内便ドライバーが 145 名、県外便ドライバーが 20 名。

山口県貨物倉庫株式会社における 「働き方改革」の取組

1 荷の自動仕分け装置の導入による労働時間削減

○課題

荷の仕分けを行う共配センター（物流施設の一部）では、常温の食料品と雑貨を 90 店以上の小売店舗ごとに手作業により仕分けを行っていましたが、日々の取り扱う荷の量が大変多く、多品種小ロットの仕分けでもあるため、なかなか機械化ができていく状況にあり、仕分け業務の作業時間の短縮が進みませんでした。

また、仕分けした荷を当日配送する便のドライバーにとっても、荷待ち時間が長くなるという影響が出ていました。

○取組内容と効果

令和 2 年 4 月に自動仕分け装置を導入し、稼働を開始しました。

仕分け作業人員を、これまでの 3 分の 2 に減少させることができ、作業員 1 人当たりの 1 日の作業時間も 1 時間短縮することができました。

また、配送ドライバーの 1 日の荷待ち時間が 1 時間少なくなり、労働時間の短縮に繋がりました。



共配センターと配送用トラック



荷の自動仕分け装置



森藤社長から荷の自動仕分け装置の説明を受ける村井局長

2 長距離ドライバーの労働時間削減

○課題

長距離便の場合、運転時間等の基準を順守するために労働時間の削減が必要でした。また、中距離便や近距離便についても長時間労働となっていたため、ドライバーの離職率が高く、同様な対応が必要となっていました。

○取組内容と効果

長距離便については、18年前に高速道路の利用を導入しました。そして、12年前に中距離便や近距離便についても高速道路の利用を広げました。

その結果、現在において、長距離ドライバーの運転時間等が法的基準を大きくクリアしているだけでなく、ドライバーの労働時間は20年前の7割程度と大きく減少しました。

○工夫した点

高速道路の利用料金は会社の負担ですが、2004年から始まったETC割引や車両割引等を積極的に活用しています。

3 労働時間等の削減による効果

○従業員の定着率の向上

従業員の定着率は年々向上し、15年前は50%でしたが、令和2年は93%になっています。

○若手ドライバーの増加

39歳以下の若手ドライバーが近年増えており、令和2年に入社したドライバーの内、約半数が20～30代の若手ドライバーとなっています。

○女性ドライバーの増加

女性ドライバーも近年増えており、毎年2、3名を新規採用しています。

4 女性ドライバーへのインタビュー

小さい時から大型トラックに乗ることが夢でした。

トラック運転は未経験でしたので、最初は3トンの小型トラックに乗り、現在は大型トラックに乗っています。

今後の目標は、いろんな所を運行してみたいですし、今は食料品を運んでいますが、いろんな荷を運んでみたいです。

会社に入って良かったことは、朝5時に会社を出発し、昼3時には戻りますので、1日の拘束時間は10時間ですが、就業時間どおりの規則正しい生活が送れ、特に夕食までの時間を自分の時間に使えるので、健康的な生活で充実しています。

また、休みも取りたいときに取れるので、働きやすい職場です。



対談をする女性ドライバー（左）と村井局長（右）

編集後記

山口県貨物倉庫株式会社では、物流設備の改善や高速道路の活用により積極的に労働時間の削減のための取組を推進した結果、労働時間の削減が図られただけでなく、トラックドライバーを含めた従業員の定着率も向上し、また、若年や女性のドライバーの増加など、大きな効果が認められたとのことでした。

また、インタビューをさせていただいた女性ドライバーからは、「生活の充実」や「職場の居心地の良さ」について生き生きと語られていたことが、とても印象的でしたし、働き方改革が順調に進んでいることが実感できました。

同社の取組が、身近なロールモデルとなって、県内の業界全体の働き方改革の推進へとつながることを期待しています。

トラックを含めた自動車運転者については、平成 31 年に施行された改正労働基準法の時間外労働の上限規制について、適用を猶予されていますが、令和 6 年には当該上限規制の適用を受けるとともに、拘束時間、運転時間等の基準（改善基準）も改正される予定となっています。

このため、トラック運送業を営んでいる会社におかれては、今年度のベストプラクティス企業である同社の取組を参考に、荷待時間の短縮や高速道路の積極的活用などによる労働時間等の短縮についてご検討いただき、法改正や改善基準の改正等に対応してもらえればと願っています。